

南処理工場廃炉業務委託 仕様書

南処理工場廃炉業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙のとおり
2	履行期間	契約の翌日から2020年8月31日
3	施行場所	横須賀市神明町2187番地 横須賀市南処理工場
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	別紙のとおり
7	資格要件	<p>(1)平成26年4月1日以降に、国、地方公共団体(一部事務組合、広域連合含む)の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設の工事又は業務委託の元請として、煙突頂部の閉止及びごみピット残留物の除去又はこれに類する業務を履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての実績を有する者については、当該共同企業体の代表構成員としての実績がある場合に限る。</p> <p>(2)適正な作業の履行及び作業従事者に適正な教育を実施するため、次に掲げる者を配置できること。</p> <p>①ごみ処理施設及び破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理士の資格を有する者又はごみ処理施設及び破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者として5年以上の実務経験を有する者</p> <p>②ダイオキシン類作業指揮者教育講習を修了した者又はダイオキシン類作業従事者特別教育を受けた者であって、かつダイオキシン類作業指揮者としての実務経験を有する者</p> <p>③酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>④足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>⑤建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>⑥クレーン・デリック運転士の資格を有する者</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、単年度ごと受託者の請求により支払うものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	資源循環部南処理工場 046-835-4990

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
------------------	---

南処理工場廃炉業務委託
仕様書

横須賀市

資源循環部南処理工場

目次

第1 総則

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	実施計画	2
4	関係法令等	2
5	受託者の義務	3
6	必要資格及び作業員の教育	3
7	中立性の義務と機密の保持	4
8	疑義	4
9	官公署等への手続き	4
10	提出書類	4
11	資料の貸与	5
12	用水・電力	5
13	検査及び引渡し	5
14	成果品	5
15	復旧	5
16	担保事項	5
17	委託料の支払い	5
18	その他	5

第2 特記仕様書

1	業務内容	
(1)	ごみピット等清掃作業	6
(2)	灰ピット清掃作業	7
(3)	排水処理設備各水槽清掃作業	7
(4)	金属チップ、不燃チップピット清掃作業	8
(5)	粗大ごみピット清掃作業	8
(6)	煙突頂部の閉止作業	9
2	安全管理等	9
3	現場管理	9
4	発生材及び廃棄物の処分	10
5	用役等	10
(1)	電気	10
(2)	水道	10
(3)	トイレ	10

別紙 添付資料 (全13ページ)

平面図、断面図、配置図等

南処理工場廃炉業務委託仕様書

第1 総則

1 目的

横須賀市ごみ処理施設の稼働に伴い、現有施設である南処理工場は廃止となる。

廃止後の施設からの臭気、粉じん及び汚染物の飛散・漏えい防止、残留物による火災等の環境保全対策として廃炉措置を行うことにより、施設周辺の環境保全に万全を期することを目的とするものである。

本業務の実施にあたっては、本施設が一般廃棄物の焼却施設であることを理解し、現況を十分に調査した上で適切な環境保全対策を施す必要がある。

本仕様書において、横須賀市を以下「委託者」と、請負人を以下「受託者」という。

2 業務の概要

(1) 業務名

南処理工場廃炉業務委託

(2) 履行場所

横須賀市神明町 2187 番地

横須賀市南処理工場

(3) 履行期間

契約の翌日～2020年8月31日

(4) 本業務の概要は、以下のとおりとする。なお、業務内容の詳細については「特記仕様書」による。

ア ごみピット等清掃作業（汚水槽含む）

ごみピットの換気脱臭設備の仮設、残留物の除去・運搬、床面及び壁面の洗浄、汚水等の抜取り・搬出、汚水槽の清掃。

イ 灰ピット清掃作業

残留物の除去・運搬、床面及び壁面の洗浄。

ウ 排水処理設備水槽清掃作業

濃縮汚泥貯槽の汚泥等の抜取り・運搬、濃縮汚泥貯槽の清掃。

エ 金属チップ、不燃チップピット清掃作業

残留物の除去・運搬。

オ 粗大ごみピット等清掃作業（汚水槽含む）

残留物の除去・運搬、汚水槽の汚水等の引抜き・運搬、床面及び壁面の洗浄。

カ 煙突頂部の閉止作業

煙突頂部の閉止措置。

キ 施設侵入防止措置

侵入防止柵及びゲートの設置並びに管理棟出入口及び1階窓の閉止措置。

(5) 対象設備概要

名称	構造・規模
ごみピット	鉄筋コンクリート防水構造 W12.3m×D43.1m×H12.5m 容量 6600m ³
ごみ汚水槽	鉄筋コンクリート防水構造 W7.0m×D6.5m×H1.5m 容量 7.0m ³
灰ピット	鉄筋コンクリート防水構造 W4.2m×D36.9m×H4.34m 容量 650m ³
金属チップピット	鉄筋コンクリート防水構造 W4.2m×D10.5m×H4.34m 容量 180m ³
不燃チップピット	鉄筋コンクリート防水構造 W4.2m×D2.5m×H4.34m 容量 40m ³
濃縮汚泥貯槽	鉄筋コンクリート構造 (内面モルタル防水) W2.4m×D5.7m×H4.4m 容量 43m ³
粗大ごみピット	鉄筋コンクリート防水構造 W7.7m×D15m×H8m 容量 930m ³
煙突	三脚形鋼製煙突 (内部：第1層(外面)断熱キャストブル 80mm 第2層(内面)耐酸キャストブル 40mm) 高さ 仕上り地盤から 170m 頂部先端内径φ1.1m相当
管理棟1F 出入口及び窓	玄関 H2.1m×W9.2m 面積 19.0m ² 玄関(裏) H2.6m×W4.2m 面積 11.0m ² 窓 H1.8m×W3.0m 面積 5.3m ² H1.7m×W6.0m×4枚 面積 40.3m ² H1.7m×W6.0m 面積 10.1m ²
敷地境界 (侵入防止措置)	仮囲い H3.0m×L4000m (ゲート 2か所)

3 実施計画

本業務の実施にあたっては、委託者と協議し現場の状況を十分把握するとともに日程等の調整を行うものとする。

また、受託者は、契約後速やかに監督員の指示に従って実施計画書を作成し、提出すること。

4 関係法令等

本業務は、以下の法令・規則・通達に従って実施するものとする。

- (1) 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (2) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 (平成十三年四月二

十五日基発第 401 号の 2)

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (5) 環境基本法（平成五年十一月十九日法律第九十一号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (6) 大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (7) 水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (8) 騒音規制法（昭和四十三年六月十日法律第九十八号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (9) 振動規制法（昭和五十一年六月十日法律第六十四号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (10) 悪臭防止法（昭和四十六年六月一日法律第九十一号）並びに同施行令、同施行規則及び関係通知
- (11) 再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号）
- (12) 神奈川県生活環境の保全に関する条例（平成九年十月十七日条例第三十五号）並びに同施行規則及び関係通知
- (13) その他準拠する関係法令・規則・通達等

5 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、業務の目的を十分に理解した能力と経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係する諸法令、規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。
- (3) 受託者は、本業務における打合せ及び協議した事項について、その内容を記録し、委託者に提出するものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。
- (5) この仕様書に明記されていない事項であっても業務の性質上、当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず受託者の責任において実施しなければならない。

6 必要資格及び作業員の教育

(1) 必要資格

次に掲げる有資格者（特別講習修了者等を含む）を、適切な場所に適正な人数配置すること。

- ① 廃棄物処理施設技術管理士（ごみ処理施設）（または、廃棄物処理施設技術管理者として5年以上の実務経験を有する者）
- ② 廃棄物処理施設技術管理士（破砕・リサイクル施設）（または、廃棄物処理施設技術管

理者として5年以上の実務経験を有する者)

- ③ 足場の組立て等作業主任者
- ④ 足場の組立て等特別教育修了者
- ⑤ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- ⑥ 玉掛作業技能講習修了者
- ⑦ クレーン・デリック運転士（既設天井クレーンを使用する場合）
- ⑧ 移動式クレーン技能講習修了者（使用する移動式クレーンのつり上げ荷重が5 t以上の場合は、移動式クレーン運転免許）
- ⑨ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ⑩ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了者
- ⑪ 車両系建設機械技能講習修了者
- ⑫ ダイオキシソ類作業指揮者
- ⑬ ダイオキシソ類作業特別教育修了者
- ⑭ その他、作業において必要な資格又は技能講習等

(2) 作業員の教育

受託者は、安全性及び履行の確実性の向上を図るため、作業従事者に対し、前項に掲げる有資格者等による教育及びその他作業上必要な教育を、作業前及び必要に応じて実施しなければならない。

7 中立性の義務と機密の保持

受託者は、中立性を厳守するとともに、本業務の遂行上知りえた事項については、この契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。また、誤認される行為は行わないこと。

8 疑義

受託者は、業務の着手に先立ち、委託者と十分な協議を行うものとするが、業務の実施中に疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方誠意をもって協議するものとする。

9 官公署等への手続き

受託者は、本業務に必要な関係官公署その他への許認可申請・報告・届出等の手続きについては委託者の確認の上、速やかに行うものとし、その手続きに要する費用は全て受託者の負担とする。

また、関係官公署等から指示等があった場合は、遅滞なく委託者に報告し、指示を受け、措置するものとする。

10 提出書類

受託者は、横須賀市契約規則、契約書に定めるもののほか、本業務の着手及び完了時には、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 主任技術者の経歴書
- (2) 実施計画書
- (3) その他、委託者が指示する書類

1.1 資料の貸与

本業務実施のために必要な図面類、関係資料等は、貸与するものとする。ただし、現況設備が図面や仕様書と差異があった場合や不明な箇所が生じた場合は、委託者の指示による。

なお、現場状況により軽微な変更が生じた場合は、委託者の指示によって行うものとし、この場合、請負金額の変更は行わないものとする。

1.2 用水・電力

本業務に必要な用水・電力は、2020年3月末日までは委託者が支給するが、南処理工場の受電が停止する2020年4月1日以降は、用水のみを委託者が支給し、電力については受託者の負担により確保すること。

1.3 検査及び引渡し

受託者は、業務完了時に委託者の検査を受けなければならない。そのとき、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに受託者の責において当該業務の修正を行わなければならない。

1.4 成果品

(1) 業務委託報告書（記録写真含む） A4版 3部

記録写真は、電子媒体による提出でも可能とする。

1.5 復旧

受託者は、既存建物・既存工作物、地下埋設物並びに隣地等に支障を及ぼさないよう必要な保護又は安全対策を講ずるものとする。万一、既存工作物等に損傷・汚染が生じた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、応急処置及び復旧修理工事等を委託者の指示により行い、これに要した費用はすべて受託者の負担とする。

1.6 担保事項

本施設は、2024年度に解体工事に着手する予定である。

受託者は、業務の完了後においても、施設解体工事着手までの間に当該業務に関する不具合が発生した場合は速やかに受託者の責任においてこれを処理するものとする。

1.7 委託料の支払い

委託料は、単年度ごと受託者の請求により支払うものとする。

1.8 その他

この仕様書に明記されていない事項、不明な点及びその他必要な事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

第2 特記仕様書

1 業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) ごみピット等清掃作業

名称	ごみピット及びごみ汚水貯槽
数量	各1か所
残留物	<p>可燃ごみ（残留物） 想定残量：約 265m³ （W12.3m×D43.1m×H0.5m）</p> <p>可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ（布団等） 想定残量：約 2,500m³ （搬入量 約 750 t、かさ比重 0.3）</p> <p>ごみ汚水及び洗浄廃水 想定残量：約 9m³ （W7.0m×D6.5m×H0.2m）</p>
作業内容	<p>① ごみピット内の換気脱臭設備の仮設。</p> <p>② 残留物（可燃ごみ等）除去作業。</p> <p>③ ごみピット内からの残留物排出及び搬出車両への積込み。</p> <p>④ 委託者の指定する場所への搬出。</p> <p>⑤ 高圧洗浄にて床面、壁面等の洗浄。</p> <p>⑥ 汚水、洗浄廃水の抜き取り及び搬出。</p> <p>⑦ ごみピット及びごみ汚水貯槽への消石灰散布。</p>
注意事項	<p>① 施設周辺にごみピットの臭気が漏れないよう、換気脱臭設備を仮設すること。</p> <p>② 仮設する換気脱臭設備は、南処理工場での焼却が終了する 2019 年 11 月から本作業完了までの期間設置・稼働する。なお、500m³/min 以上の定格風量を有し、排気を活性炭で脱臭できるものであること。</p> <p>③ 換気脱臭設備の性能を維持するため、定期的に設備の点検及び活性炭の交換等適切な運用を行うこと。なお、定期的に施設周辺の臭気を確認し、敷地境界でごみピットの臭気を感じる時は、作業現場の養生をする等受託者の責において適切な措置を講ずること。</p> <p>④ プラットホームからごみピット底面までは、深さ約 16m であるため、昇降用仮設足場の設置を行い、フレコンバック等にて排出する。</p> <p>⑤ 既設ごみクレーンの使用も可能とする。ただし、その操作の際は、受託者が適切な有資格者を配置し、行うこと。なお、2020 年 3 月末日までは、クレーン動力電源は委託者が支給するが、2020 年 4 月以降においては、受託者の責において発電機を仮設の上、使用するものとする。</p> <p>⑥ フレコンバック等で排出された残留物は、ごみだけを搬出車両に積込みを行う。</p> <p>⑦ 搬出用車両は、受託者又は受託者が管理する運搬業者が用意する。</p> <p>⑧ 搬出する残留物は、新設する横須賀市ごみ処理施設にて焼却処分とする。なお、横須賀市ごみ処理施設への搬出は、原則として 2020 年 3 月 1</p>

	日以降とする。 ⑨ 汚水等の抜取り車両は、受託者又は受託者が管理する業者が用意し、委託者が指定する場所へ搬出する。 ⑩ 洗浄等で必要な用水については、委託者より支給する。なお、給水等について給水車等が必要な場合は、受託者が用意する。 ⑪ 高圧洗浄による洗浄は、ごみピット底面からノズルの届く範囲（2～3 m程度）に行う。
--	---

(2) 灰ピット清掃作業

名称	灰ピット
数量	1 か所
残留物	焼却残さ（主灰＋飛灰） 想定残量：約 50m ³ （W4.2m×D36.9m×H0.3m）
作業内容	① 焼却残さ除去作業。 ② 灰ピット内からの焼却残さ排出及び搬出車両への積込み。 ③ 高圧洗浄にて床面、壁面等の洗浄。
注意事項	① 灰搬出場所から灰ピット底面までは、深さ約 11mあるため、昇降用仮設足場の設置を行い、焼却残さの排出を行う。 ② 固化した焼却残さは、受託者にて用意する掘削重機、又は手作業による削岩機等を用いて解体し、フレコンバック等で排出する。なお、灰ピット側面に付着した焼却残さは、必要に応じて足場を仮設し、排出する。 ③ 焼却残さ除去作業及び搬出作業の際には、湿潤化、現場養生又は集じん機の仮設等により施設周辺への飛散を防止するよう適切な措置を講ずること。なお、定期的に施設周辺への飛散の有無を点検し、焼却残さの飛散があった場合は、受託者の責において適切な措置を講ずること。 ④ フレコンバック等で排出された残留物は、焼却残さだけを搬出車両に積込みを行う。 ⑤ 搬出車両及びその搬出は、委託者が手配する。したがって、焼却残さについては、指定車両への積込みまでを業務とする。 ⑥ 洗浄等で必要な用水については、委託者より支給する。なお、給水等について給水車等が必要な場合は、受託者が用意する。 ⑦ 焼却残さ排出後、高圧洗浄による洗浄を行う。 ⑧ 灰汚水及び洗浄廃水については、委託者が引抜き及び処理を行う。

(3) 排水処理設備各水槽清掃作業

名称	濃縮汚泥貯槽
数量	1 槽
残留物	汚泥等 想定残量：約 3m ³ （W2.4m×D5.7m×H0.2m）
作業内容	① 汚泥等残留物の抜取り及び搬出。

	② 高圧洗浄にて床面、壁面等の洗浄。 ③ 洗浄廃水の抜き取り及び運搬。
注意事項	① 汚泥等の抜き取り車両は、受託者又は受託者が管理する業者が用意し、委託者が指定する場所へ搬出する。 ② 排水処理施設は、2019年度一杯稼働するため、本作業は2020年4月1日以降に行うものとする。

(4) 金属チップ、不燃チップピット清掃作業

名称	金属チップピット、不燃チップピット
数量	各1か所
残留物	金属チップピット 想定残量：約22m ³ (W4.2m×D10.5m×H0.5m) 不燃チップピット 想定残量：約6m ³ (W4.2m×D2.5m×H0.5m)
作業内容	① 残留物（金属チップ、不燃チップ）除去作業。 ② ピット内からの残留物排出及び委託者が指定する場所への搬出。
注意事項	① 搬出車両は、受託者又は受託者が管理する業者が用意する。 ② 搬出する残留物は、新設する横須賀市ごみ処理施設に搬出する。 ③ 南処理工場では、2020年2月28日まではごみの受入があるため、2020年2月29日以降からの作業とする。

(5) 粗大ごみピット清掃作業

名称	粗大ごみピット及び粗大ごみピット汚水槽
数量	各1か所
残留物	粗大ごみ等 想定残量：約175m ³ (W7.7m×D15m×H1.5m) 汚水等 想定残量：約60m ³ (W7.7m×D15m×H0.5m)
作業内容	③ 残留物（粗大ごみ等）除去作業。 ④ 粗大ごみピット内からの残留物排出及び搬出車両への積み込み。 ⑤ 委託者の指定する場所への搬出。 ⑥ 高圧洗浄にて床面、壁面等の洗浄。 ⑦ 汚水、洗浄廃水の抜き取り並びに搬出。
注意事項	④ 搬出用車両は、受託者又は受託者が管理する業者が用意する。 ⑤ 搬出する残留物は、新設する横須賀市ごみ処理施設にて破碎選別処分とする。 ⑥ 南処理工場では、2020年2月28日まではごみの受入があるため、2020年3月1日以降からの作業とする。 ⑦ 汚水等の抜き取り車両は、受託者又は受託者が管理する業者が用意する。 ⑧ 委託者が指定する汚水槽の抜き取りを行う。

	⑨ 洗浄等で必要な用水については、委託者より支給する。なお、給水等について給水車等が必要な場合は、受託者が用意する。
--	--

(6) 煙突頂部の閉止作業

名称	煙突
数量	1基
作業内容	<p>① 煙突内への雨水等侵入対策、及び煙突内から周辺への飛散防止のため、煙突頂部を閉止する。</p> <p>② 設置する閉止板等の形状、材質については、別紙煙突仕様又は図面を参照し、煙突頂部に適した形状とし、破損や汚損に効果のある耐食性材料を選定し作成すること。</p>
注意事項	<p>① 煙突内部の結露防止のため、閉止板等を設置する際は、煙突内部が密閉とならないようにすること。</p> <p>② 本業務は、南処理工場の焼却停止後（2019年11月中旬）、速やかに行うこと。ただし、2020年2月28日までは南処理工場でごみの受入れを行うため、焼却停止後は、シートによる仮閉止とし、2020年3月1日以降に鋼板による閉止を行うものとする。</p> <p>③ 閉止措置後も稼働させる航空障害灯の機能に、支障のないこと。</p>

2 安全管理等

- ① 本業務の実施については、労働安全衛生法など関係法令にしたがい、労働災害防止のための措置を徹底するとともに、現場及びその周辺への安全確保に努めること。また、現地調査等により徹底した安全管理が図られる実施方法を採用すること。
- ② 清掃等作業従事者には、十分な安全教育を行い、作業内容に応じて必要な呼吸用保護具・保護衣・保護手袋・保護眼鏡等を使用すること。
- ③ 清掃等作業時には、各作業箇所の酸素欠乏や有害ガス発生に対し、十分な措置と対策を行うこと。

3 現場管理

(1) 安全対策・事故防止等

受託者は、作業の効率化及び安全確保、作業によって生じる排気、排水等の飛散・流出防止対策や周辺環境への影響の防止に配慮した業務計画を作成した上、本業務を実施すること。また、業務実施中に周辺住民等に迷惑を及ぼす行為（公害の発生や付近の住民との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講ずること。

実施中は、特に危険と思われる個所には防護柵を設け立入を制限する等、安全対策を徹底すること。

資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、計画書作成の上、委託者の承諾を得ること。

また、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。

(2) 損傷、汚染等

清掃時に発見された損傷や不具合については、速やかに担当者へ報告をすること。

また、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一その実施上で損傷、汚染が生じた場合

は、委託者に報告の上、受託者の負担で速やかに復旧すること。

4 発生材及び廃棄物の処分

- (1) 実施中に発生した発生材及び廃棄物は、関係法令に従い、受託者の責任において適正に処分すること。
- (2) 発生材及び廃棄物は、場内の指定場所に集積し、場外へ搬出する。なお、集積場所については、発注者と協議し決定すること。
- (3) 発生材及び廃棄物の集積、搬出及び処分については、事前に計画書を作成し提出すること。

5 用役等

2020年3月末日までは、委託者が支給するものとする。それ以降の期間については、次のとおりとする。

(1) 電気

場内照明等作業に必要な電気は受託者が用意すること。

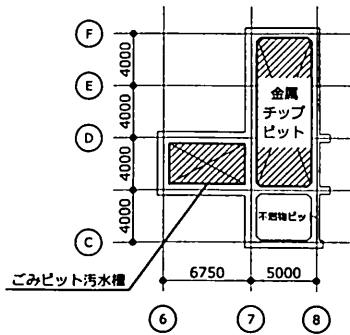
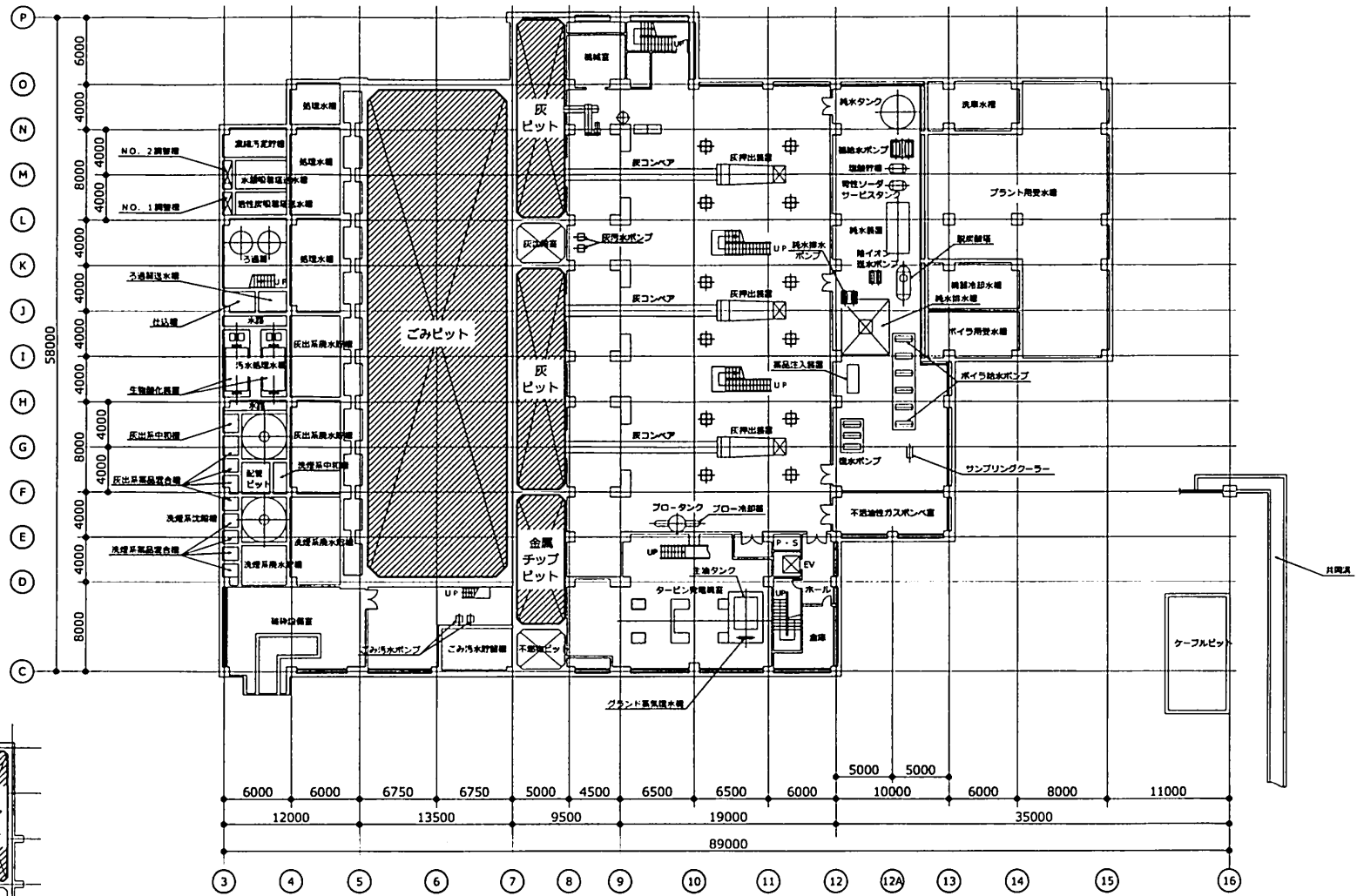
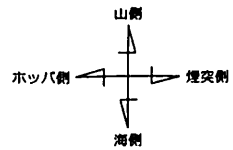
(2) 水道

作業用水は、委託者が支給する。ただし、飲料用水としての使用はしないこと。必要な飲料用水については、受託者が用意すること。

(3) トイレ

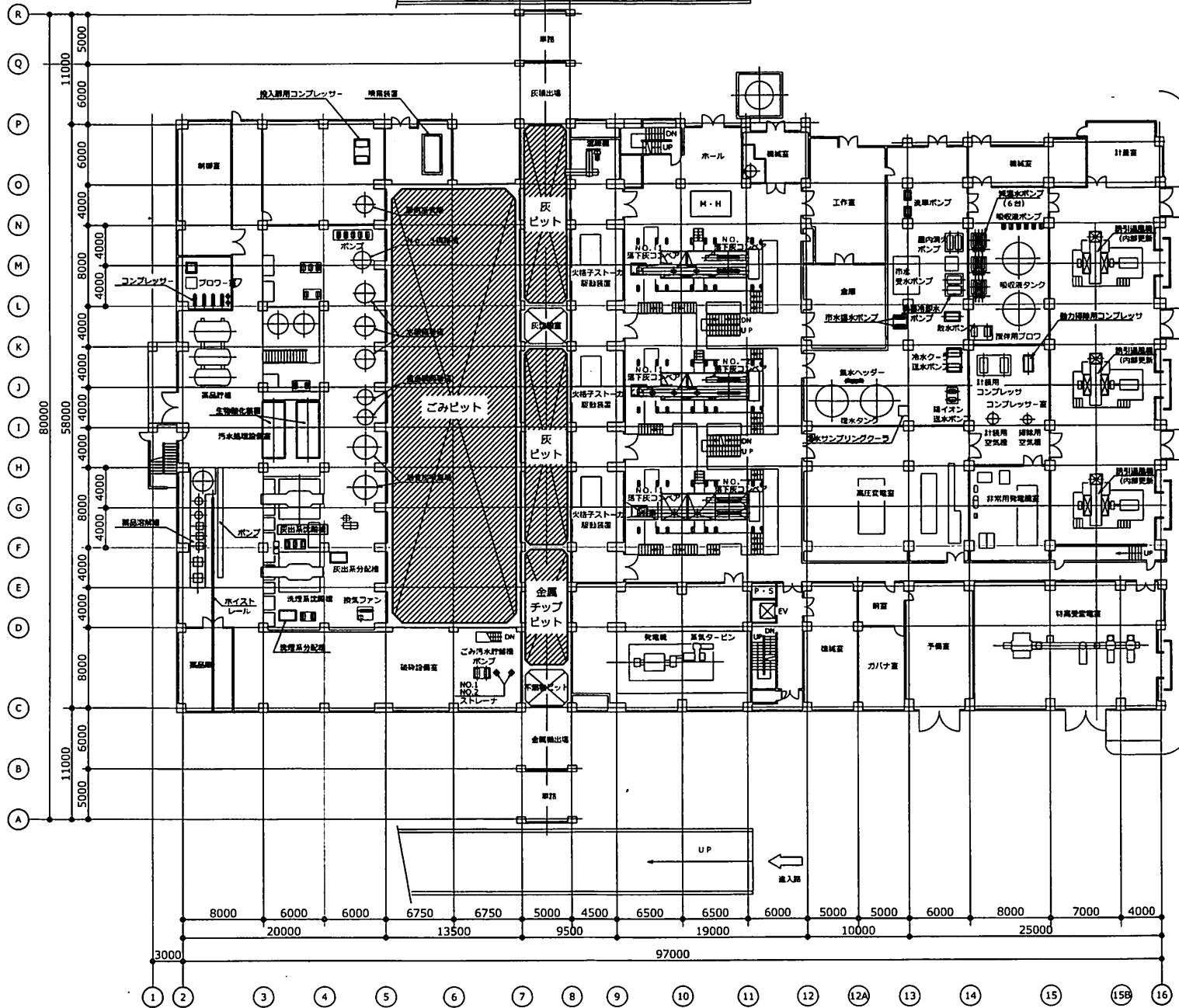
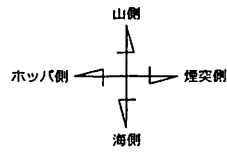
原則、くりはま花の国の公衆トイレを使用すること。

仮設トイレが必要な場合には、受託者の費用・責任において設置し、管理すること。また、その際は監督員と協議し、承諾を得ること。



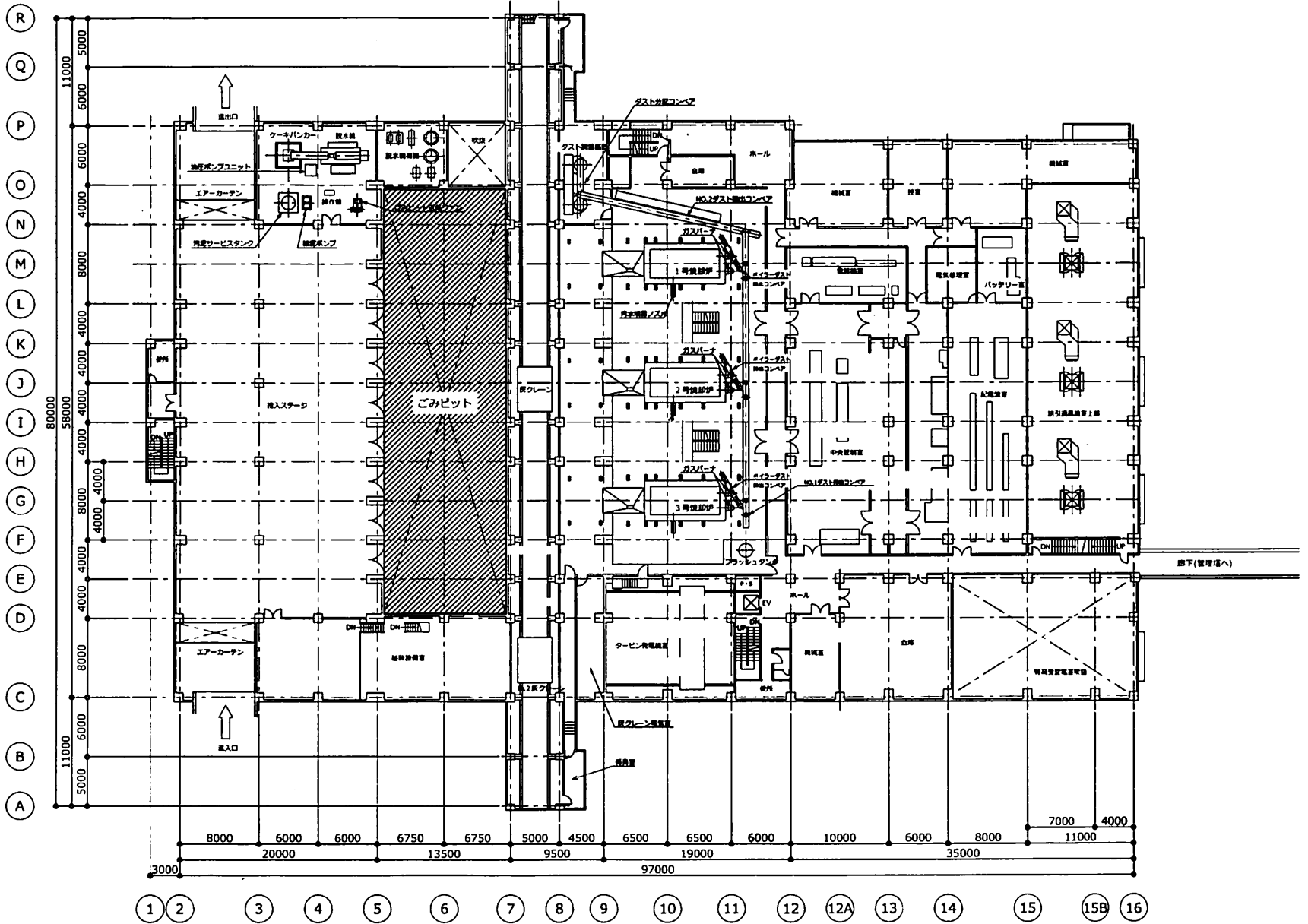
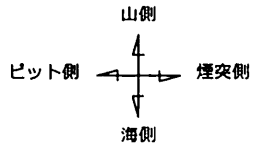
1FL-12500 平面図

工事名		図番	図面名称								
			工場棟地下階平面図								
			縮尺	1 : 400	作図						



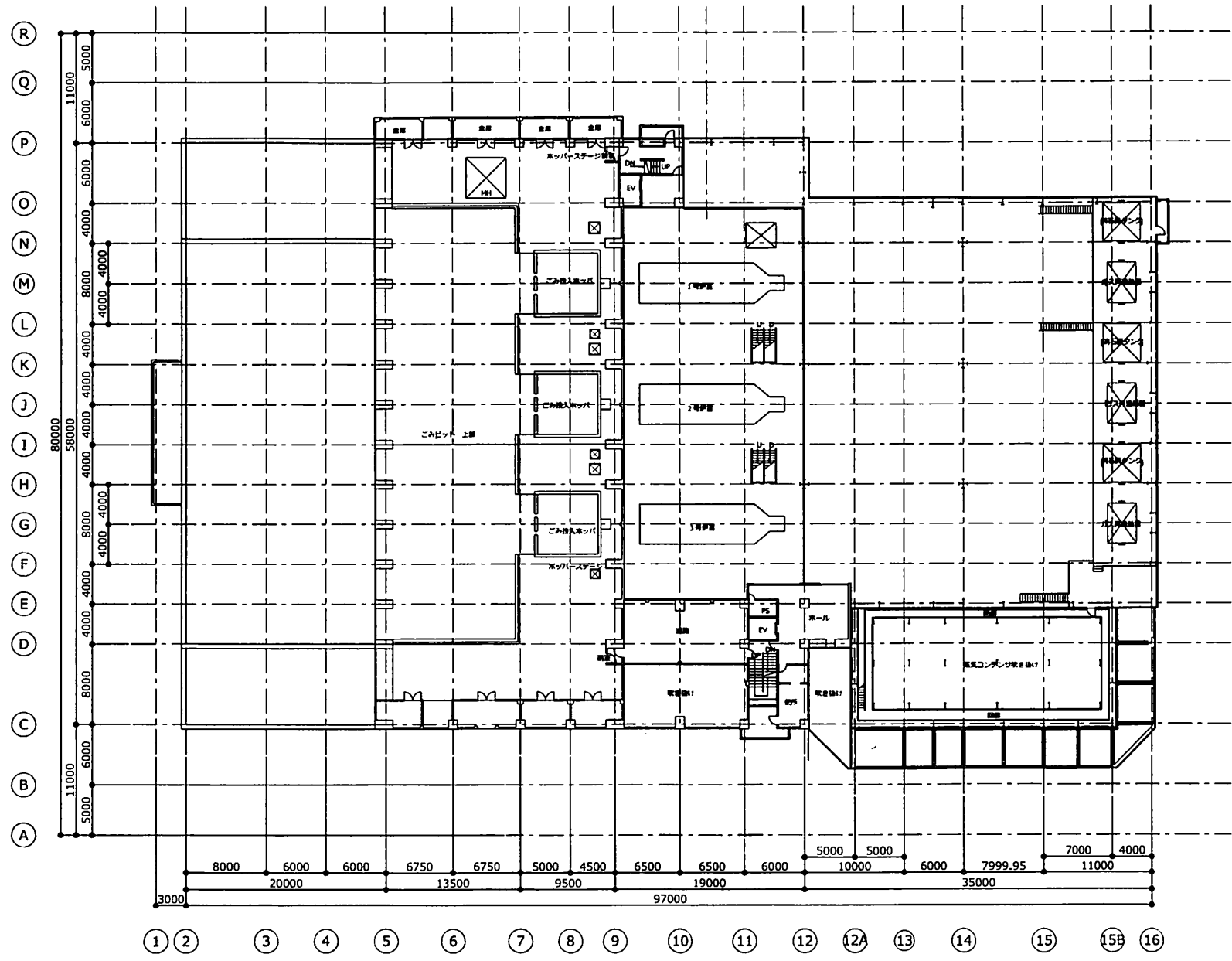
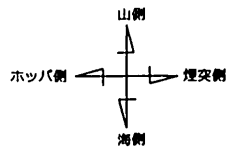
図番 図面名称 工場棟 1 階平面図

工事名	縮尺	1 : 400	作図						
-----	----	---------	----	--	--	--	--	--	--



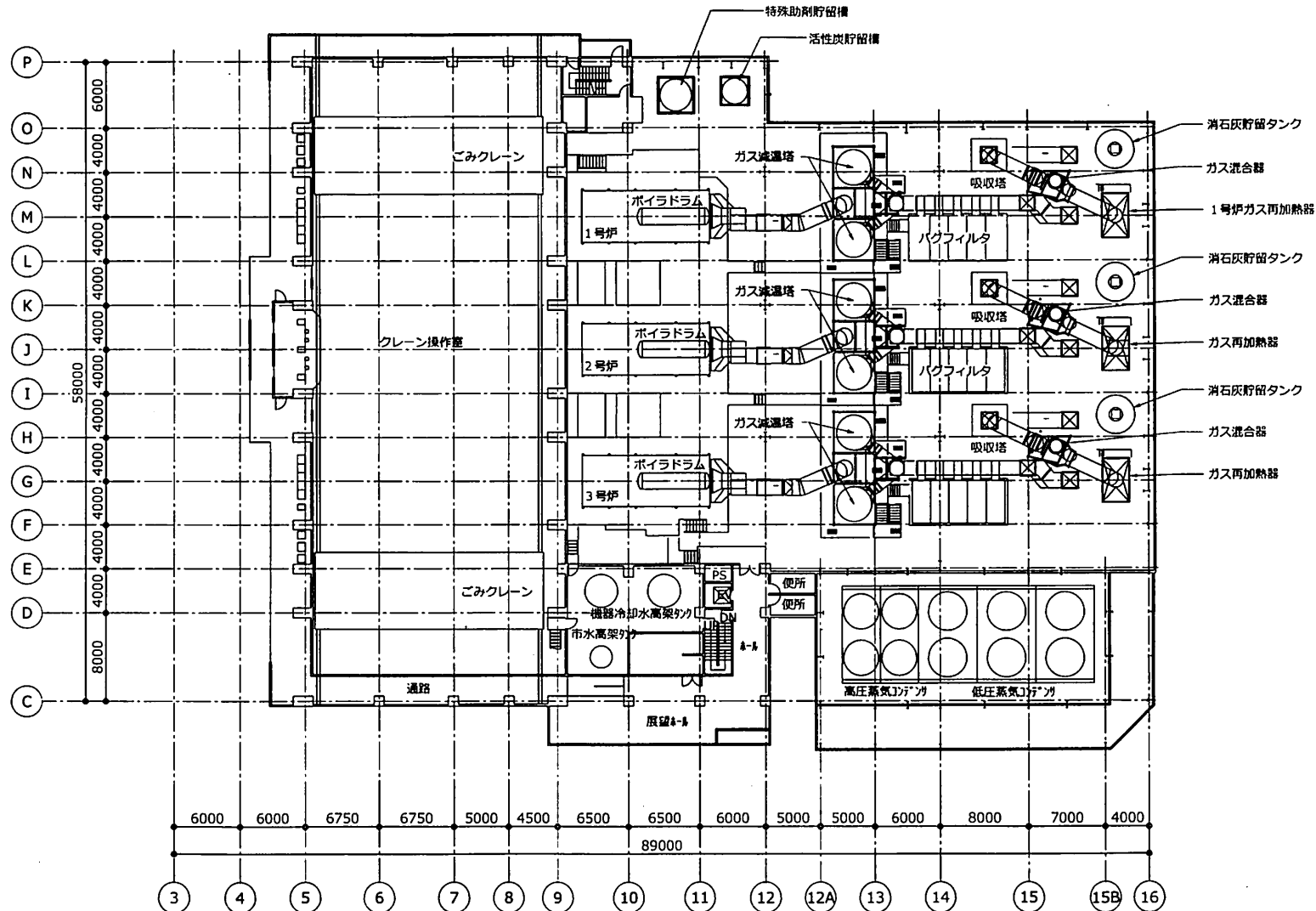
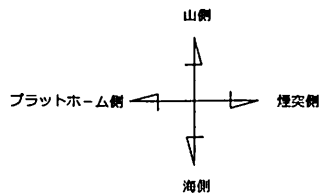
図番 図面名称 工場棟 2 階平面図

工事名	縮尺	1 : 400	作図				
-----	----	---------	----	--	--	--	--

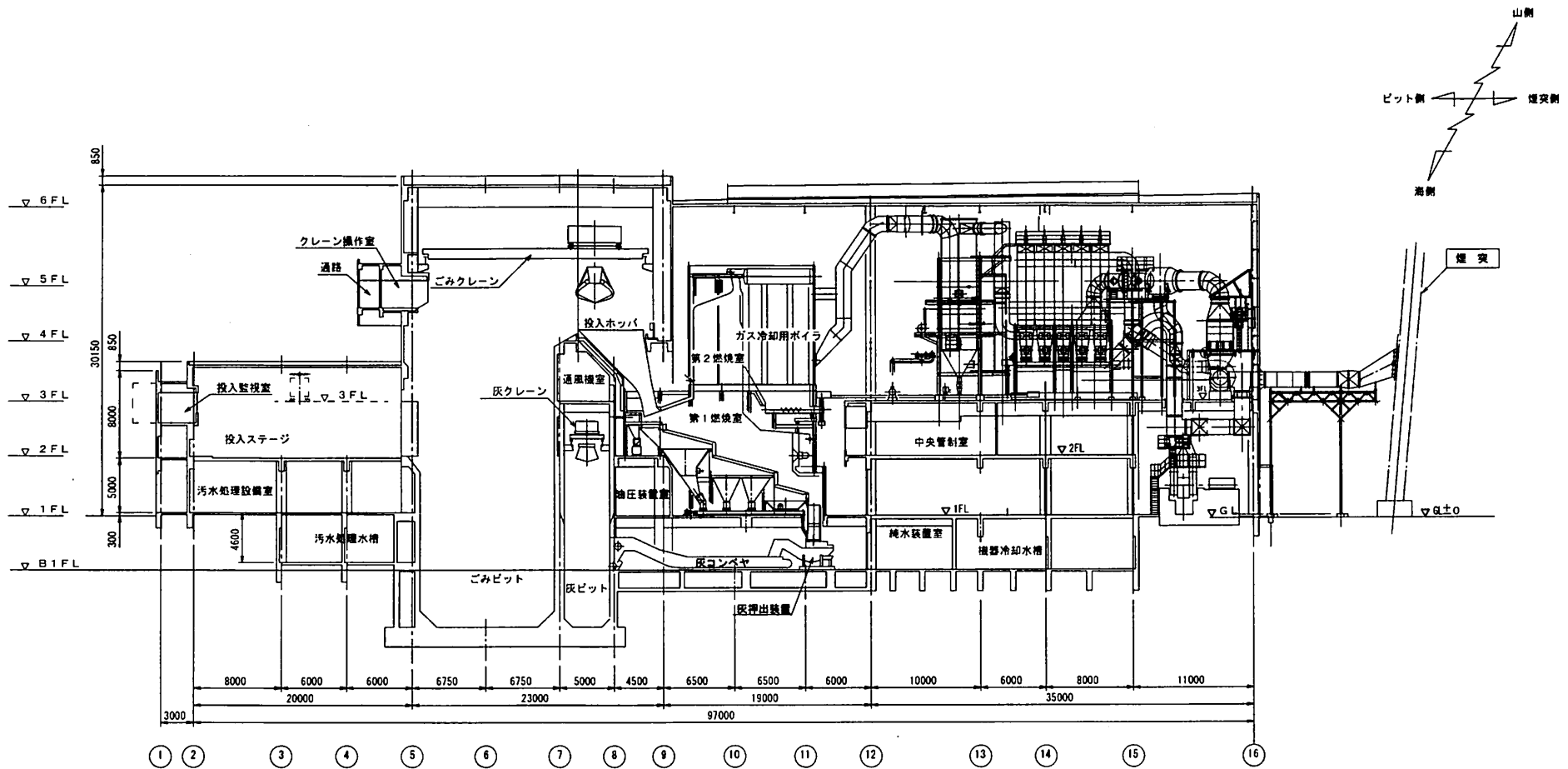


① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑫A ⑬ ⑭ ⑮ ⑮B ⑯

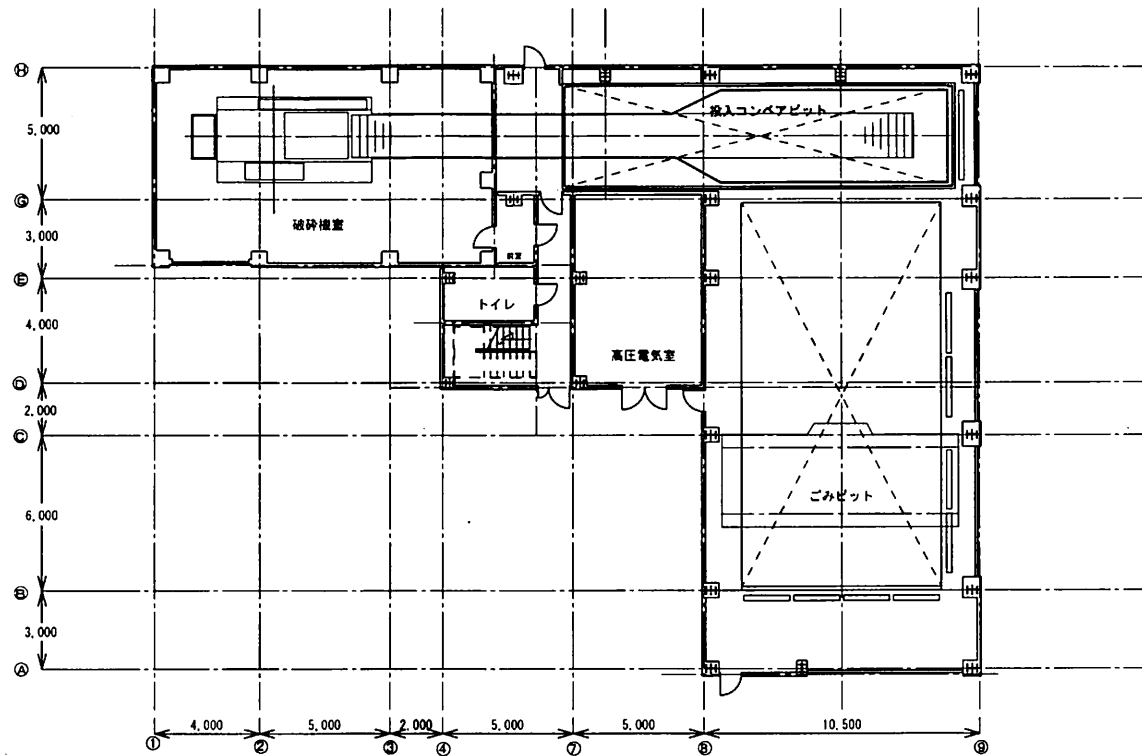
図番	図面名称	工場棟 4階平面図					
工事名	縮尺	1:400	作図				



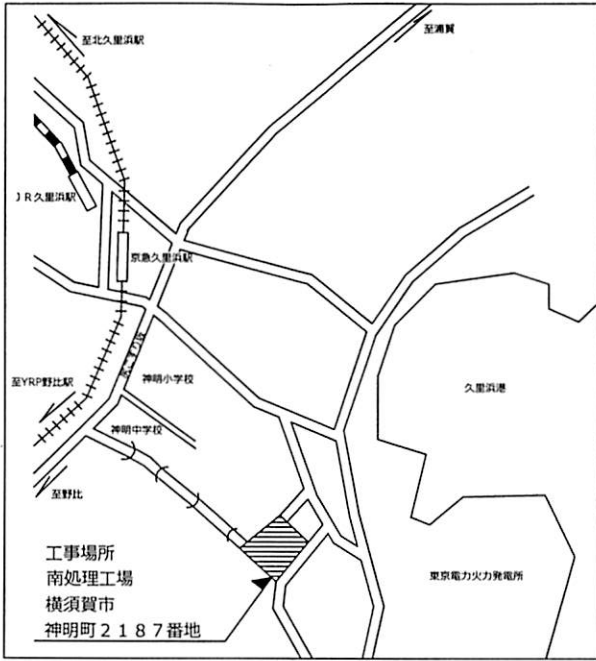
図番		図面名称		工場棟 5階平面図					
工事名		縮尺	1:400	作図					



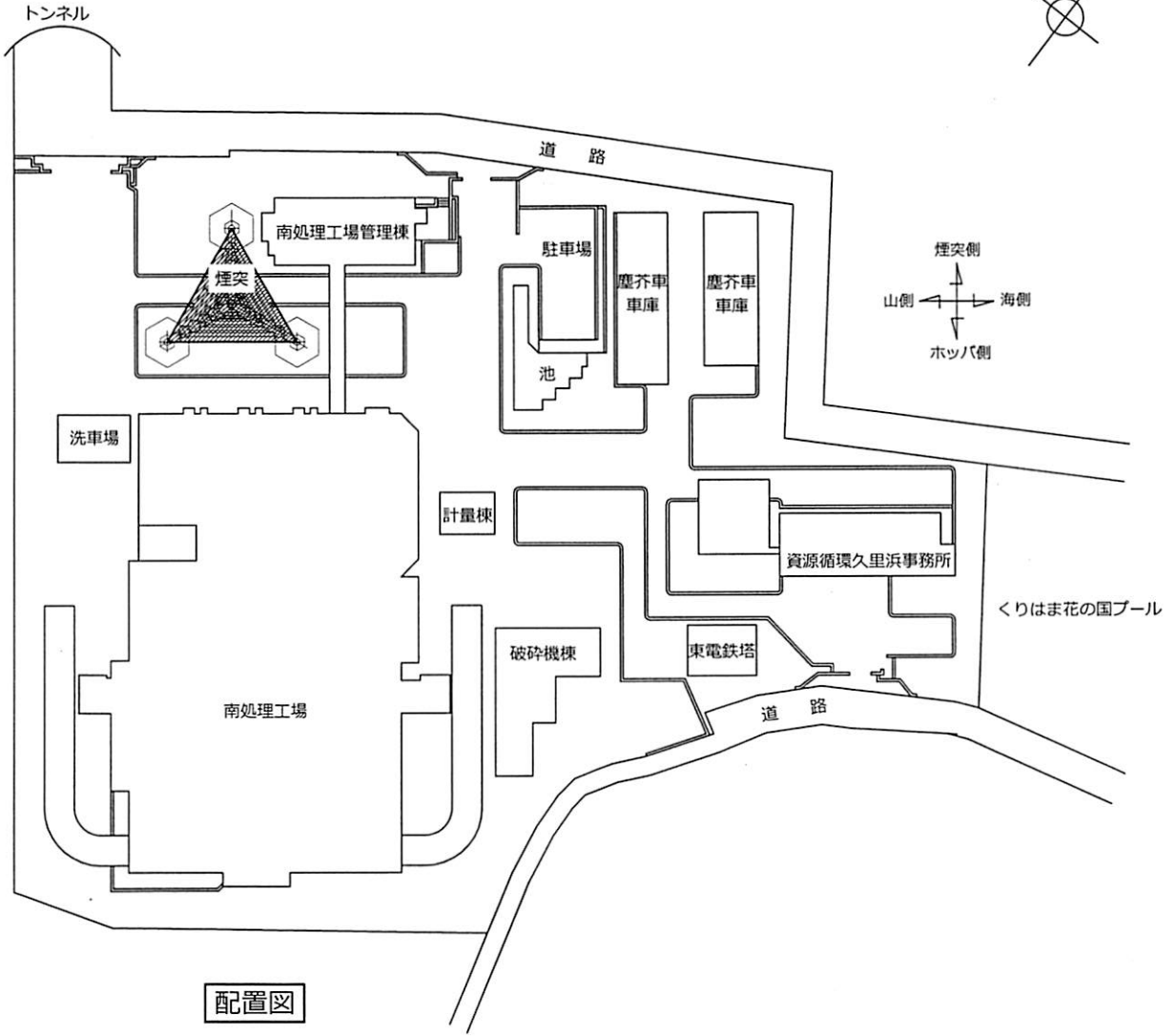
ごみ焼却施設 縦断面図 (縮尺: 1/400)



粗大ごみ処理施設 1階平面図 (縮尺: 1/200)

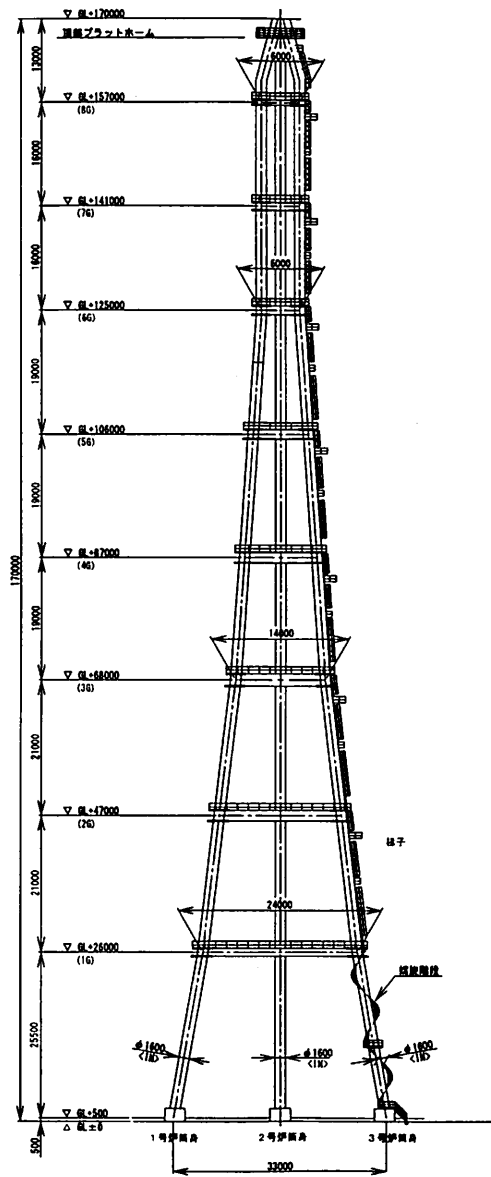


案内図

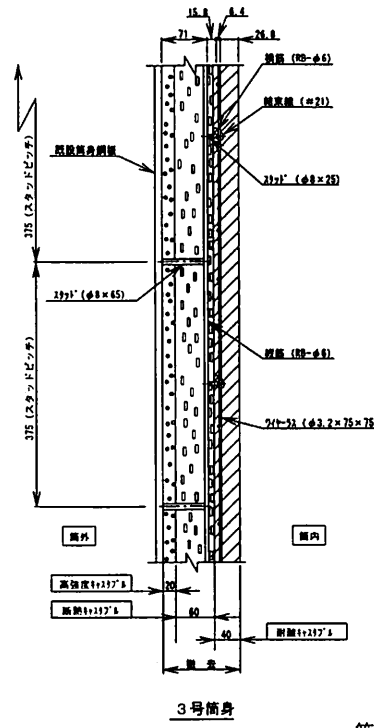


配置図

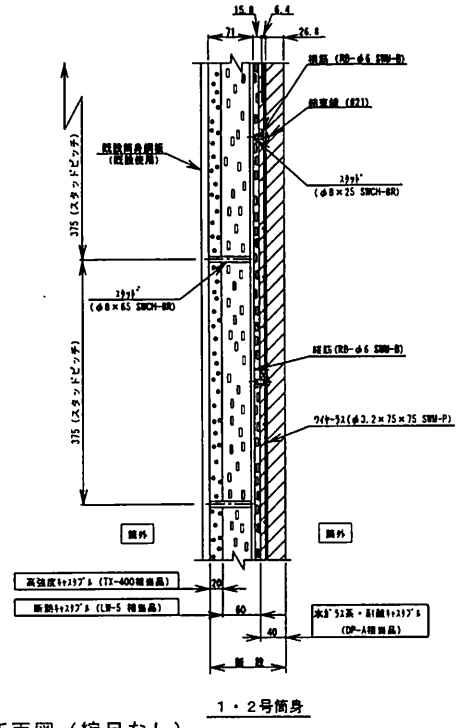
		図番	図面名称	案内図・配置図					
工事名			縮尺	Non scale	作図				



煙突一般図 S=1/800

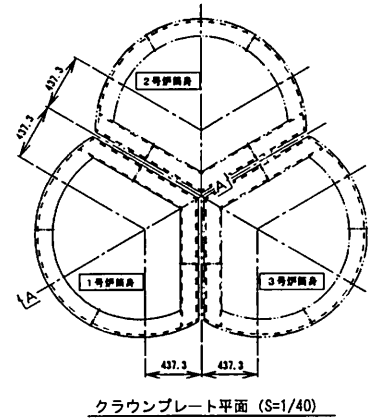


3号筒身

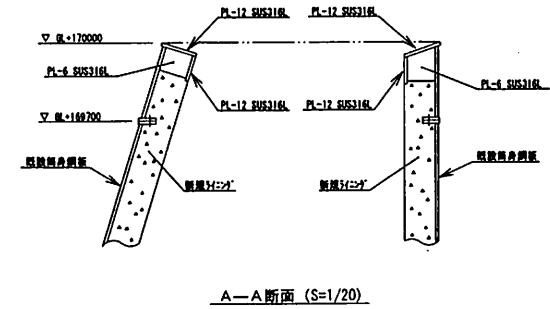


1・2号筒身

筒身上部ライニング断面図 (縮尺なし)

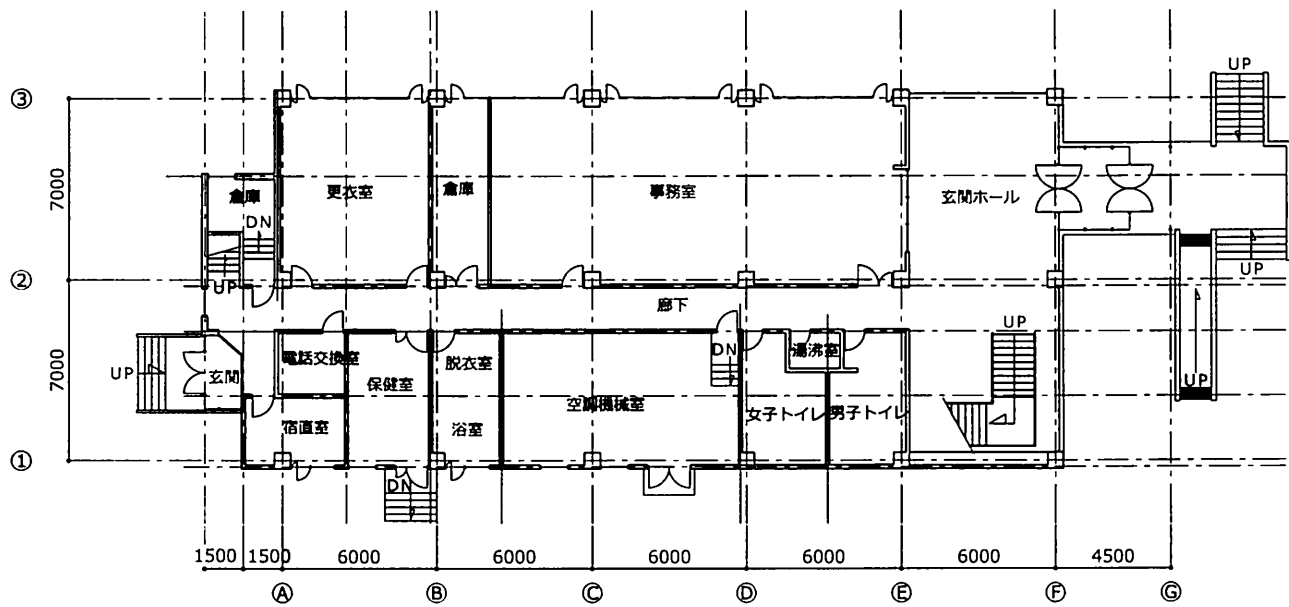


クラウンプレート平面 (S=1/40)



1号炉筒身クラウンプレート部詳細

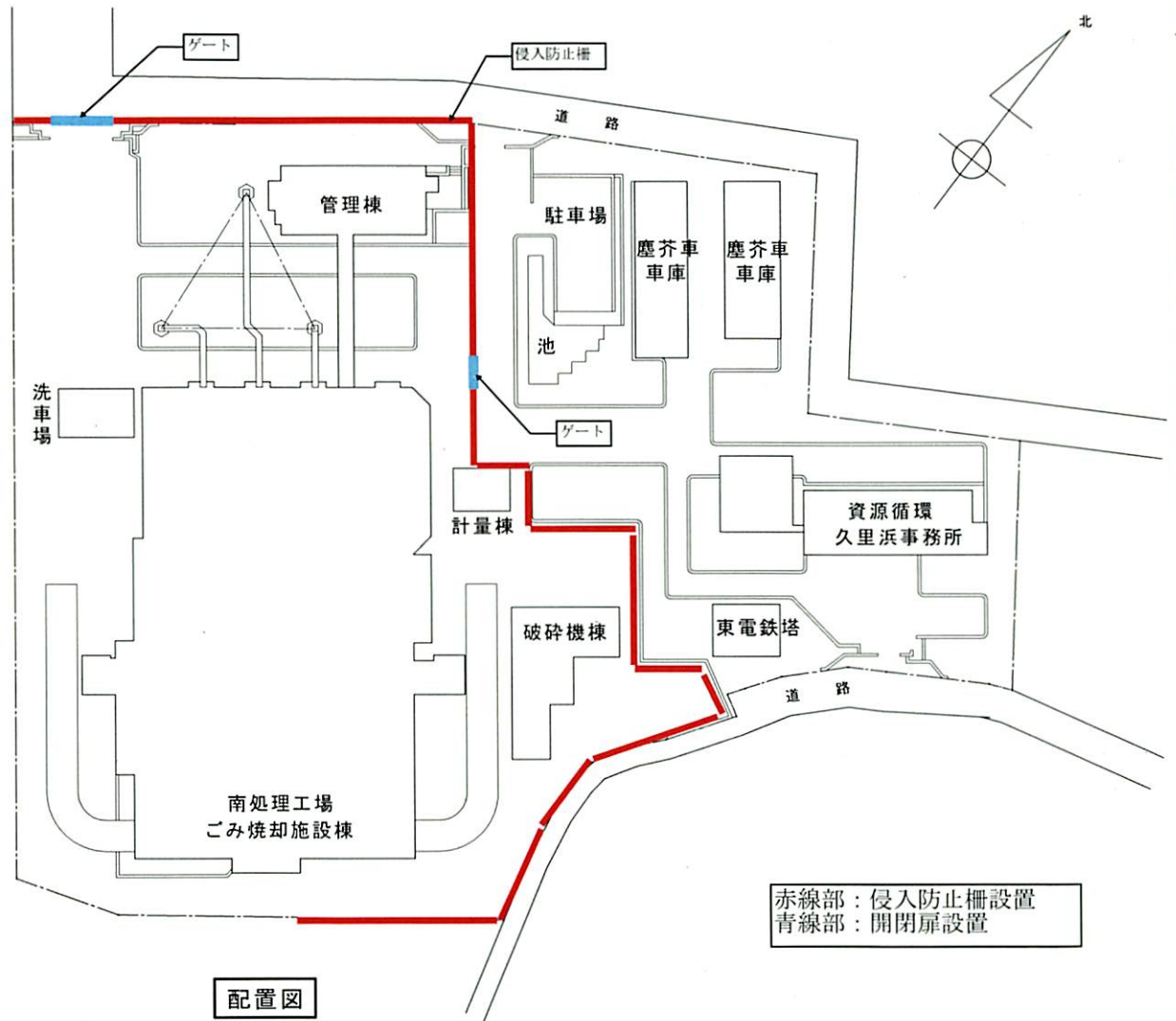
横須賀市資源循環部資源循環施設課	図番	図面名称	煙突全体図、上部ライニング図、クラウンプレート部図		
工事名		縮尺	1/800、1/40、1/20	作図	平成31年2月



		図番	図面名称		管理棟 1階平面図				
工事名			縮尺	1 : 200	作図				



案内図



配置図

赤線部：侵入防止柵設置
青線部：開閉扉設置

南処理工場 案内図 (縮尺：なし)、配置図 (縮尺：1/1000)